

ID: 408

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	年金支給の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市心身障害者保険扶養条例の廃止に伴い兵庫県心身障害者扶養共済制度条例付則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となつた者の措置に関する条例 第3条		
例 規 番 号	昭和45年条例第27号		
【根拠条文】 (年金の支給) 第3条 市は、加入者が従前の制度の加入期間と通算して、20年間県共済制度に加入し、かつ65才をこえて生計を維持することが困難となつた場合で、市長が特に必要と認めるときは、その者が扶養していた心身障害者(以下「障害者」という。)に月額2万円の年金を支給することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市心身障害者保険扶養条例の廃止に伴い兵庫県心身障害者扶養共済制度条例付則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となつた者の措置に関する条例施行規則第3条の規定による。 (年金の支給基準) 第3条 条例第3条第1項中「生計を維持することが困難になつた場合」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく要保護世帯の対象となつた場合をいう。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日